

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
⑤・無期限	
平成18年4月1日から 平成28年3月31日まで	

基監発第0401002号

平成18年4月1日

都道府県労働局長（労働条件相談センター設置局） 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について」の一部改正について

平成10年6月17日付け基監発第43号「労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について」については、労働条件相談センターを拡充したこと等に伴い、別表右欄を左欄のとおり改正したので、留意されるようお願いします。

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">基 監 発 第 4 3 号 平成10年6月17日 改正 基監発第0401002号 平成18年4月1日</p> <p>都道府県労働局長(労働条件相談センター設置局) 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p style="text-align: center;">労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について</p> <p>労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)の設置については、平成10年6月17日付け基発第368号「労働条件相談センターの設置について」をもって指示されたところであるが、相談センターの設置に当たっては、下記に留意されるようお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 労働条件相談アドバイザーの選任協議について 労働条件相談アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、労働条件に関する問題について、相談者に対する確かな助言・説明を行うことができる者の中から選任することとされているが、具体的には、次の者が考えられるので、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)の都道府県支部との協議に当たり、留意すること。 <u>(1) 労働基準行政経験者</u> <u>(2) (1) 以外の行政経験者</u> <u>(3) (1) 及び (2) 以外の者で、都道府県労働局長が適任と認めた者</u></p>	<p style="text-align: center;">部 内 限</p> <p style="text-align: right;">基 監 発 第 4 3 号 平成10年6月17日</p> <p>都道府県労働局長(労働条件相談センター設置局) 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p style="text-align: center;">労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について</p> <p>労働条件相談センター(以下「相談センター」という。)の設置については、平成10年6月17日付け基発第368号「労働条件相談センターの設置について」をもって指示されたところであるが、相談センターの設置に当たっては、下記に留意されるようお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 労働条件相談アドバイザー及び労働条件相談専門家の選任協議について 労働条件相談アドバイザー及び労働条件相談専門家(以下「アドバイザー等」という。)は、労働条件に関する問題について、相談者に対する確かな助言・説明を行うことができる者の中から選任することとされているが、具体的には、次の者が考えられるので、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)の都道府県支部との協議に当たり、留意すること。 <u>(1) 労働条件相談アドバイザー</u> <u>イ 労働基準行政経験者</u> <u>ロ イ以外の行政経験者</u> <u>ハ イ及びロ以外の者で、都道府県労働局長が適任と認めた者</u> <u>(2) 労働条件相談専門家</u> <u>イ 弁護士</u> <u>ロ 大学(短期大学も含む)における法律学の教授又は助教授の職にある者(職にあった者も含む。)</u>であって、労働条件に関する法律に関し専</p>

門的知識を有する者
ハイ及びロ以外の者で、都道府県労働基準局長が適任と認めた者

- 2 相談センターへの援助・協力について
局署においては、労働基準法等関係法令等についてアドバイザーから問い合わせがあった場合には、これに適切に対応するとともに、関係機関一覧表の作成や、相談センターから要望された各種資料の提供等については適宜援助・協力すること。
- 3 周知広報活動について
全基連において相談センターの周知を図るため作成したリーフレット等を別途送付することとしているので、広報活動に活用すること。
なお、本省においては、相談センターの開設について記者発表を予定(6月29日)しているので、局においても全基連の都道府県支部と連携を図り広く周知に努めること。
- 4 関係行政機関への協力要請について
本省において、別紙のとおり関係行政機関へ協力要請しているので、了知すること。(別紙略)
- 5 その他
 - (1) 相談センターで行う業務は、労働条件に関する悩みごと等の相談に応じ、これに対して助言・説明をするとともに、必要に応じ情報の提供や関係機関を教示するものであり、署が行う申告処理とは異なるものであること。
 - (2) 相談センターは、本来行政において行う相談業務等を厚生労働省からの委託により全基連の事業として行うものであり、この点を十分理解した上で相談センターの業務が円滑に実施されるよう援助・協力すること。
 - (3) 相談センターにおいては、相談のうち、労働基準法等関係法令に違反し、労働者が権利の救済を求めているなど、署に対する申告とすることが適切と判断された事案については、相談者に対して当該相談内容の概要を記した相談票の写しを交付し、これを持参の上、管轄の署に相談するように助言を行うこととされている。したがって、この相談票を持参して来署した相談者については、総合労働相談員等を経由することなく、労働基準監督官が直接対応し、必要な措置を講ずること。なお、相談の処理に係る相談センターとの連絡については、署次長(課制署においては第一課長)が統括すること。
 - (4) 局監督課と相談センターの担当者が定期的に(必要に応じ随時)会合し、相談センターの円滑な業務遂行と局署との密接な連携を図ること。なお、

- 2 相談センターへの援助・協力について
局署においては、労働基準法等関係法令等についてアドバイザー等から問い合わせがあった場合には、これに適切に対応するとともに、関係機関一覧表の作成や、相談センターから要望された各種資料の提供等については適宜援助・協力すること。
- 3 周知広報活動について
全基連において相談センターの周知を図るため作成したポスター及びリーフレット等を別途送付することとしているので、広報活動に活用すること。
なお、本省においては、相談センターの開設について記者発表を予定(6月29日)しているので、局においても全基連の都道府県支部と連携を図り広く周知に努めること。
- 4 関係行政機関への協力要請について
本省において、別紙のとおり関係行政機関へ協力要請しているので、了知すること。
- 5 その他
 - (1) 相談センターで行う業務は、労働条件に関する悩みごと等の相談に応じ、これに対して助言・説明をするとともに、必要に応じ情報の提供や関係機関を教示するものであり、署が行う申告処理とは異なるものであること。
 - (2) 相談センターは、本来行政において行う相談業務等を厚生労働省からの委託により全基連の事業として行うものであり、この点を十分理解した上で相談センターの業務が円滑に実施されるよう援助・協力すること。
 - (3) 相談センターにおいては、相談のうち、労働基準法等関係法令に違反し、労働者が権利の救済を求めているなど、署に対する申告とすることが適切と判断された事案については、相談者に対して当該相談内容の概要を記した相談票の写しを交付し、これを持参の上、管轄の署に相談するように助言を行うこととされている。したがって、この相談票を持参して来署した相談者については、労働条件相談員等を経由することなく、労働基準監督官が直接対応し、必要な措置を講ずること。なお、相談の処理に係る相談センターとの連絡については、署次長(課制署においては第一課長)が統括すること。
 - (4) 局監督課と相談センターの担当者が定期的に(必要に応じ随時)会合し、相談センターの円滑な業務遂行と局署との密接な連携を図ること。なお、

「アドバイザー日誌」の写しが全基連の都道府県支部から局へ毎月提出されることとなっているので参考とすること。

- (5) 全基連で作成する「労働条件相談チーフアドバイザー及び労働条件相談アドバイザー執務要領」及び「労働条件相談センター設置運営実施細部要領」を別途送付するので、参考とすること。

「アドバイザー・専門家日誌」の写しが全基連の都道府県支部から局へ毎月提出されることとなっているので参考とすること。

- (5) 全基連で作成している「労働条件相談チーフアドバイザー、労働条件相談アドバイザー及び労働条件相談専門家執務要領」及び「労働条件相談センター設置運営実施細部要領」を添付するので、参考とすること。

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
⑤ 無期限	
平成18年4月1日から 平成28年3月31日まで	

基 監 発 第 4 3 号
平成10年 6 月 17 日
改正 基監発第0401002号
平成18年 4 月 1 日

都道府県労働局長(労働条件相談センター設置局) 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について

労働条件相談センター(「以下相談センター」という。)の設置については、平成10年6月17日付け基発第368号「労働条件相談センターの設置について」をもって指示されたところであるが、相談センターの設置に当たっては、下記に留意されるようお願いする。

記

1 労働条件相談アドバイザーの選任協議について

労働条件相談アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、労働条件に関する問題について、相談者に対し的確な助言・説明を行うことができる者の中から選任することとされているが、具体的には、次の者が考えられるので、社団法人全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)の都道府県支部との協議に当たり、留意すること。

- (1) 労働基準行政経験者
- (2) (1) 以外の行政経験者
- (3) (1) 及び(2) 以外の者で、都道府県労働局長が適任と認めた者

2 相談センターへの援助・協力について

局署においては、労働基準法等関係法令等につづくアドバイザーから問い合わせがあった場合には、これに適切に対応することともに、関係機関一覧表の作成や、相談センターから要望された各種資料の提供等については適宜援助・協力すること。

3 周知広報活動について

全基連において相談センターの周知を図るため作成したリーフレット等を別途送付することとしているので、広報活動に活用すること。

なお、本省においては、相談センターの開設について記者発表を予定(6月29日)しているので、局においても全基連の都道府県支部と連携を図り広く周知に努めること。

4 関係行政機関への協力要請について

本省において、別紙のとおり関係行政機関へ協力要請しているので、了知すること。
(別紙略)

5 その他

(1) 相談センターで行う業務は、労働条件に関する悩みごと等の相談に応じ、これに対して助言・説明をするとともに、必要に応じ情報の提供や関係機関を教示するものであり、署が行う申告処理とは異なるものであること。

(2) 相談センターは、本来行政において行う相談業務等を厚生労働省からの委託により全基連の事業として行うものであり、この点を十分理解した上で相談センターの業務が円滑に実施されるよう援助・協力すること。

(3) 相談センターにおいては、相談のうち、労働基準法等関係法令に違反し、労働者が権利の救済を求めているなど、署に対する申告とすることが適切と判断された事案については、相談者に対して当該相談内容の概要を記した相談票の写しを交付し、これを持参の上、管轄の署に相談するように助言を行うこととされている。したがって、この相談票を持参して来署した相談者については、総合労働相談員等を経由することなく、労働基準監督官が直接対応し、必要な措置を講ずること。なお、相談の処理に係る相談センターとの連絡については、署次長(課制署においては第一課長)が統括すること。

(4) 局監督課と相談センターの担当者が定期的に(必要に応じ随時)会合し、相談センターの円滑な業務遂行と局署との密接な連携を図ること。なお、「アドバイザー日誌」の写しが全基連の都道府県支部から局へ毎月提出されることとなっているので参考とすること。

(5) 全基連で作成する「労働条件相談チーフアドバイザー及び労働条件相談アドバイザー執務要領」及び「労働条件相談センター設置運営実施細部要領」を別途送付するので、参考とすること。